

11. 学生の国民年金保険料学生納付特例

【対象となる方】

国民年金第1号被保険者の学生で国民年金を納付している方で、納付が困難になった方（住宅・家財※などに2分の1以上の損失があった場合）

- ・保険などによる補てんがある場合はその分を控除します。

※家財には、事業用財産（機械、器具、車両等）も含まれます。

【内 容】

年金保険料納付が猶予されます。

【必要なもの】

- ・年金手帳（紛失された場合は、再交付の手続きが必要となります。）
- ・印鑑
- ・在学証明書又は学生証（有効期限の記載のあるもの）

【問い合わせ先】

西予市役所 市民課 0894-62-6405